注１　開設又は変更のいずれかの不要の文字を抹消すること。
　２　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
　３　届出者欄の記載は、次によること。
　　⑴　住所については、包括免許人の住所を記載すること。
　　⑵　氏名又は名称は、包括免許人の氏名又は名称を記載し、氏名を自筆で記載したときは、押印を省略できる。
　４　１の欄は、現に包括免許を受けている番号を記載すること。
　５　３の欄は、当該届出に係る特定無線局を開設した、又は当該無線局に係る事項を変更した期日を「平成26年４月１日」の場合は「H26. 4. 1」のように記載すること。
　６　４の欄は、次によること。
　　⑴　特定陸上移動中継局にあつては、無線設備の設置場所を記載すること。
　　⑵　その他の無線局にあつては、送信所、受信所、通信所等無線設備の設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄にコード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所(「何県何市何町〇―〇―〇何内」のように記載し、フリガナを付けること。)を記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。
　７　５の欄は、次によること。
　　⑴　装置の区別の欄は、一の無線局において２以上の送信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、送受信空中線等の関連付けができるように装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合においては工事設計の内容が同一である部分に「第一装置と同じ」のように記載することができる。
　　⑵　適合表示無線設備の番号の欄は、技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号に係る届出番号を記載すること。
　　⑶　無線設備の製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。
　　⑷　予備電源の欄は、該当する□にⅤ印を付けること。
　　⑸　設置場所番号の欄は、４の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。
　　⑹　空中線系番号の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線の損失等が異なる場合は、「１－２」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「〇〇通信系」のように記載すること。
　　⑺　空中線の欄は、次によること。
　　　ア　送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
　　　イ　海抜高及び地上高の欄は、空中線の最高部の高さを記載すること。ただし、特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。
　　　ウ　利得の欄は、Gis（絶対利得）で記載すること。
　　　エ　指向方向の欄は、指向性空中線を使用する無線局（特定陸上移動中継局を除く。)に限り、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。
　　　オ　水平面の主輻射の角度の幅の欄は、指向性空中線を使用する無線局（特定陸上移動中継局を除く。)に限り記載すること。
　　　カ　空中線の位置の欄は、経度及び緯度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「135. 30. 05」のように記載すること。ただし、特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。
　　⑻　給電線等の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。
　　⑼　発射する周波数等の欄は、発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「一」を記載し、発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の記載は要しない。
　　⑽　その他の工事設計の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第３章に規定する条件に合致している場合は、□にⅤ印を付けること。
　　⑾　発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄は、次によること。
　　　ア　周波数番号の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。
　　　イ　電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。
　　　ウ　周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。
　　　エ　空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。
　　　オ　補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。
　８　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
　９　包括免許（施行規則第15条の２第２項第１号及び第３号に掲げる無線局に係るものに限る。)に係る無線局の開設等届出書の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

（無線設備規則の一部改正）

第三条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の六の四第四項、第四十九条の六の五第四項、第四十九条の六の九第四項、第四十九条の二十八第六項及び第四十九条の二十九第六項中「第十五条の二第二項」を「第十五条の二第二項第二号」に改める。

（登録検査等事業者等規則の一部改正）

第四条　登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第一号イ中「、識別信号及び免許の番号」を「並びに識別信号及び免許の番号（包括免許に係る特定無線局にあつては、包括免許の番号及び特定無線局の番号（免許規則第二十四条の二第一項第三号に規定する特定無線局の番号をいう。以下同じ。))」に改め、同項第二号イ中「、識別信号及び免許の番号」を「並びに識別信号及び免許の番号（包括免許に係る特定無線局にあつては、包括免許の番号及び特定無線局の番号）」に改める。

別表第五号第三の一中「実装との照合」の下に「(包括免許に係る特定無線局の場合を除く。)」を加え、同第三の一の次に次のように加える。

一の二　法第二十七条の六第三項の届出書に記載された内容と実装との照合（包括免許に係る特定無線局の場合に限る。）

照合書類の区分	検査の項目
法第二十七条の六第三項の届出書	イ　届出者の氏名又は名称及び住所 ロ　無線設備の設置場所 ハ　送信可能な電波の型式及び周波数 ニ　無線設備について、製造番号及び適合表示無線設備の設計の信号番号 ホ　空中線系 ヘ　電源設備